定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年三月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月二十六日

神戸市長田区滝谷町二丁目六番二四号

株式会社コガ

代表取締役　古賀　信幸

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を二百株に分割することにいたしましたので公告します。

平成二十六年二月二十六日

沖縄県宜野湾市伊佐二丁目一九番一二号

株式会社光貴

代表取締役　間山　弘造

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社宮倉と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年二月二十六日

東京都中央区築地四丁目一三番八号

株式会社ニッコンサービス

代表取締役　大西　七郎

限定承認公告

本籍宮城県仙台市太白区金剛沢一丁目三四番地二三、最後の住所宮城県仙台市西多賀五丁目番一四番三〇号　被相続人　亡　並木　直美

右被相続人は平成二十五年十月二十四日死亡し、その相続人は平成二十六年二月十八日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に左記相続財産管理人代理人弁護士まで請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十六日

北海道亀田郡七飯町鳴川五丁目六―一五　コーポ東商Ａ二〇二

相続財産管理人　関　亜矢子

宮城県仙台市青葉区大町二丁目三―二二第五菊水ビル五階

右相続財産管理人代理人弁護士

小島　妙子

限定承認公告

本籍秋田県南秋田郡井川町浜井川字洲崎一四六番地七、最後の住所秋田県南秋田郡井川町浜井川字洲崎一四五番地四

被相続人　亡　佐藤　正巳

右被相続人は平成二十五年八月十日死亡し、その相続人は平成二十六年二月十八日秋田家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十六日

秋田県南秋田郡井川町浜井川字洲崎一四五番地四

限定承認者　佐藤美智子

限定承認公告

本籍千葉県市原市青柳一〇〇三番地二、最後の住所千葉県市原市松ケ島一五〇番地一コーポ森庄Ｂ棟一〇一　被相続人　亡　和田　弘毅

右被相続人は平成二十五年十一月十九日死亡し、その相続人は平成二十六年二月十七日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十六日

千葉県市原市千種七丁目一五番地五

相続財産管理人　和田　清美

限定承認公告

本籍長野県岡谷市東銀座二丁目六八九七番地、最後の住所長野県諏訪郡下諏訪町二一九番地四五　被相続人　亡　増澤　秀樹

右被相続人は平成二十五年十一月二十六日死亡し、その相続人は平成二十六年二月五日長野家庭裁判所諏訪支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十六日

長野県諏訪郡下諏訪町二一九番地四五

相続財産管理人　増澤　芳子

限定承認公告

本籍大阪市住吉区長居東四丁目五番、最後の住所大阪府堺市北区北花田町一―一―五〇一　被相続人　亡　森田　謙太郎

右被相続人は平成二十五年十一月五日死亡し、その相続人は平成二十六年二月十七日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十六日

大阪市都島区毛馬町二―一一―三三―五〇八

相続財産管理人　森田　竜成

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十六年二月十日開催の通常総会において、出資一口の金額を五万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十六年二月二十六日

香川県高松市田村町四一三番地二

香川オートバイ事業協同組合

代表理事　藤嶋　義紀

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金四十七億七千六百七十八万七百九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-koukoku.net/g/tmk/009594/tmk009594.htm

平成二十六年二月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　平塚ホールディング特定目的会社

取締役　松澤　和浩

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年三月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年二月二十六日

大阪市西区立売堀一丁目七番一二号

株式会社イーマックス・パートナーズ

代表取締役　福田　宣郎

商品先物取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年三月三十一日をもって商品先物取引業を廃止することといたしました。

つきましては、平成二十六年三月二十日までに、すべての取引を結了して下さいますようお願い申し上げます。同日までに結了していない取引については、当社の裁量で、平成二十六年三月二十六日までに適宜取引を結了させていただきます。すべての取引が結了したお客様から、順次、預託金の返還をお客様ご指定の金融機関口座宛振込送金の方法により行います。

以上、商品先物取引法第一九七条第三項の規定により公告いたします。

平成二十六年二月二十六日

東京都中央区日本橋室町四丁目四番一〇号

フォレックス・ドットコムジャパン株式会社

代表取締役　シェーン・ブランシタイン

正　誤

平成二十四年四月六日（号外特第十三号）公布環境省令第十一号（地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四〇ページ上段終りから一行目の次に次を加える。

2　前項に掲げる課のほか、地方環境事務所に統括自然保護企画官、里地里山保全専門官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、動物愛護専門官、国立公園企画官、野生生物企画官、世界自然遺産専門官、生態系保全専門官、首席自然保護官及び自然保護官を置く（動物愛護専門官については関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園企画官及び野生生物企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、生態系保全専門官については関東地方環境事務所に限る。）。

平成二十六年二月二十日（号外第三十四号）掲載の（甲）株式会社マルナカ、（乙）昭南製紙株式会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中

（印刷誤り）

六四ページ上段昭南製紙株式会社の第七十二期決算公告の「（単位：千万円）」とあるは「（単位：千円）」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十六日付第三八号九

六ページ●同日付政府調達第三六号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）